

『白鷹町認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業』

をご存じですか？

町では、運転免許証を自主返納した方で、認知症により要介護認定を受けている方、または認知症により免許証取消処分を受けた方に、タクシー利用助成券の交付を行っています。



●対象

- ①免許証を自主返納した方で、認知症により要介護認定を受けている満65歳以上の方。
 - ②認知症により運転免許証の取消処分を受けた方で、免許証取消時に満75歳以上の方。
- ※返納した日から1年以内に申請が必要です。

●支援内容

タクシー利用助成券(690円×24枚綴り)の交付
 ※支援は1人1回限りで、本人乗車の場合のみ利用できます。
 ※有効期間は交付月より1年間です。
 ※利用できるタクシー会社は㈱朝日観光タクシーと、㈱白鷹タクシーの2社です。

●申し込み場所

健康福祉課地域包括支援センター係

●必要書類など

- ①「申請による運転免許の取り消し通知書」または、「運転免許取消処分書」(警察署にて発行)
- ②申請に来られたかたの本人確認書類
 保険証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等、運転免許証(家族のかたが申請に来所した場合)

※認知症でなくても免許証を自主返納した方には、町民課くらし環境係でデマンドタクシーの回数券を交付しています。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係 ☎85-6131

町報川柳 — 便 —

故里から新米の香りを託す宅急便	むかし友便り途絶えて幾年月	誰よりも健康案じる母の便	明け方に昭和を届けるラジオ便	年老いて幼友達文を書く	重宝につかえっぱしり慕われて	五十年義妹さんより便りいただく	逢いたいと一語の便り八十八に	スマホ持ち便利に使う子供達	進化して便利をこなす術が難	宝物手書きの便り若い日の	面倒だ便り出すより電話一本元気かな	コロナの世渡る世間は不便のみ	宅急便箱いっぱい母の愛	今の世を生きる我等の使命かな	便り書くあれだこれだとまとまらず	片方に便宜を図りとはめられ	便せんに御礼の心ぎつしりと	宅急便故郷の香りと親心	多機能を使いこなせぬ化石人	古里の四季を届ける宅急便	便箋に母のぬくもり目が潤む	便利な慣れた令和のコロナ疫	LINEやめ便箋に書くラブレター	ひらがなの多い老母のふるさと便
山口 渡部喜美子	佐野原 竹田 正子	滝野 小関 俊英	鮎貝 羽田 孝輝	箕和田 土屋 敏子	箕和田 土屋 平敏	荒砥乙 木口 とよ	十王 守谷 三郎	山口 児玉 保子	浦安市 鷹山 悠介	浅立 梅津美千子	広野 新野智耶子	鮎貝 神保 玲子	高玉 高橋 朝子	荒砥乙 五十公野春巳	世田谷区 遠藤 八重	山口 石川與次衛門	十王 松野いせ子	菖蒲 小関 弘	十王 守谷 勝助	坂戸市 安達 功	高岡 安部 健一	高玉 橋本つね子	鮎貝 植木 英夫	荒砥乙 保科 努

次回「流」十月二十五日まで／「実」十一月二十五日まで(※作品には、ふりがなを振ってください)
 白鷹町大字荒砥甲八三三番地 白鷹町役場企画政策課情報係 宛

第2次白鷹町健康増進計画 **元気ニコニコしらたか21****GENKINIKONIKOSHIRATAKA 21**

【問い合わせ】健康福祉課健康推進係 ☎ 86-0210

予防接種のご案内

予防接種とは感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌が作り出す毒素の力を弱めてワクチンをつくり、これを体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）をつくることです。感染症にかかるのを防いだり、かかっても重症化するのを防ぎます。

インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行います【令和4年1月31日まで】**■高齢者**

▼対象：満65歳以上の方、満60歳から64歳の方で心臓・腎臓などに障がい（身体障害者手帳1級）のある方

▼助成回数：1回

▼助成額：2,000円

▼医療機関：県内の医療機関

※医療機関での支払いの際、接種費用から助成額を引いた額が請求されますのでお支払いください。

■子ども

▼対象：生後6か月～中学3年生

▼助成回数：生後6か月～13歳未満2回、13歳以上1回

▼助成額：1回につき2,000円

▼医療機関：白鷹町・長井市・飯豊町・小国町の医療機関、公立置賜総合病院（かかりつけ患者のみ）、きじまキッズクリニック

※医療機関での支払いの際、接種費用から助成額を引いた額が請求されますのでお支払いください。

■妊婦の方

▼対象：妊娠中の方で、接種日において白鷹町に住所がある方

▼助成回数：1回

▼助成額：2,000円

▼医療機関：指定なし

■妊婦の方

①医療機関でインフルエンザワクチンを接種し、費用を払います。

②後日、申請書を記入し、接種費用がわかる領収書の写し、母子健康手帳の写し等添付の上、健康福祉課に提出します。

③後日、指定の口座に振り込まれます。

※生活保護の方は全額助成になります。事前に健康福祉課にて手続きが必要です。

※予診票は医療機関にあります。

※接種日を指定している医療機関もありますので、事前に医療機関に確認しましょう。

高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。【令和4年3月31日まで】

・対象：1. 過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない方で、以下の①または②に該当する方

①令和3年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方

→対象の方には、予診票と一緒に案内をお送りしています。

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能または免疫機能に障がいのある方

→希望される方は、事前に健康福祉課で手続きが必要です。

2. 過去に町の肺炎球菌予防接種費用助成を受けたことのない65歳以上の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能または免疫機能に障がいのある方

→希望される方は、事前に健康福祉課で手続きが必要です。

・助成額：3,000円（医療機関での支払いの際、接種費用から助成額を引いた金額が請求されます。）

★新型コロナワクチンを接種する際、その前後に他のワクチンを接種する場合は2週間あける必要があります。

★感染症予防のため、予防接種を受けた後も、引き続き規則正しい生活（3食バランスのよい食事・適度な運動・休養）と手洗い・うがい・換気を心がけましょう。